

技術提案及び見積書を除く事項に関する質問回答

(1/17)

NO	対象書類	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
1	募集要項	4	応募者の審査及び選定	プロポーザル参加者が1者で、評価点が合格点以上の場合でも優先交渉権者となりますでしょうか。	評価基準書に記載のとおり、評価対象者が1者となった場合においても、評価基準書に基づき実施します。
2	募集要項	4-2	選定スケジュール	「技術提案書及び見積書に関する質問回答公表」は令和6年6月18日にすべての回答が公表されるのでしょうか、もしくは、質問の受付後、随時公表されるのでしょうか。応募書類締切までの期間も限られるため、できるだけ随時の回答公表をお願い致します。	令和6年6月18日に公表予定です。
3	募集要項	6-1	応募者の構成	「同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する」とありますが、この複数は技術提案書の中に同じ（同様の）提案を行うことを禁止するという解釈でよろしいですか。	同一事業者が、単一の項目に対して内容の異なる複数の提案を行うことを禁止します。
4	募集要項	6-1-(1)	応募者の構成	共同企業体の構成についてお伺いいたします。資格要件を全て満たした設計企業と建設企業の両者を含む共同企業体に、建設企業及び設計企業以外の企業が構成員として加わることは可能でしょうか。「6-2-1 共通の参加資格要件」を満たしており、本事業の遂行上果たす役割が明確な企業（管材メーカー等）を前提とした場合として、お伺いいたします。	建設企業及び設計企業を含む共同企業体にそれ以外の企業が構成員と加わること自体を否定するものではありませんが、①共通の参加資格要件を満たしていること、②本事業の遂行上果たす役割が明確かつ本事業遂行上必要性があると考えられること、③関係諸法令を遵守しうる企業であること等の諸点から最終的に判断いたします。

技術提案及び見積書を除く事項に関する質問回答

(2/17)

NO	対象書類	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
5	募集要項	6-1	応募者の構成	「又は両社を含む共同企業体」とありますが、参加条件を満たす設計企業・建設企業が参加する共同企業体に、資格外だが明確な機能を有する企業が共同企業体の構成企業として参加する事は可能でしょうか。	4の回答に記載のとおりです。
6	募集要項	6-2-1(8)	共通の参加資格要件	単独で決議を通すことが可能となるのは議決権を有する株式を50%以上有する場合であり、本事業の応募に規制を掛けるべきは100分の50ではないでしょうか。	募集要項6-2-1(8)に記載のとおりとします。
7	募集要項	6-2-1(9)	共通の参加資格要件	統括責任者は現場への常駐が求められないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	募集要項	6-2-2	建設企業に必要な資格要件	特定建設業許可を得ている業者という理解でよろしいでしょうか。	「6. 応募者の参加資格要件」を満足していれば問題ありません。
9	募集要項	6-2-2	建設企業に必要な資格要件(2)	経営事項審査の総合評価値(P点)が、水道施設工事について1000点以上であることは、共同企業体で参加する場合、代表企業が満たしていればよい要件であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	募集要項	6-2-2 (2)	建設企業に必要な参加要件	「経営事項審査の総合評価値(P点)が、水道施設工事について1000点以上であること」とありますが、共同企業体の代表企業が満たしていれば良いということでしょうか。または建設企業すべてに適用されるのでしょうか。	9の回答に記載のとおりです。

技術提案及び見積書を除く事項に関する質問回答

(3/17)

NO	対象書類	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
11	募集要項	6-2-3	設計企業に必要な資格条件	管理技術者、照査技術者は専任であることは求めないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	募集要項	7-7	資料の閲覧	閲覧可能な書類は、コピーをとることは可能でしょうか。	後日、「資料閲覧要領」で示します。
13	募集要項	7-7	資料の閲覧	閲覧可能な資料が5種類示されていますが、その他に基本設計図書、既設管の工事竣工図、給水台帳の閲覧は可能でしょうか。	「7-7 資料の閲覧」に示す5項目を閲覧に付します。
14	募集要項	7-7	資料の閲覧	特殊工事箇所における既設管占用書類の閲覧は可能でしょうか。	13の回答に記載のとおりです。
15	募集要項	8-1	応募書類の構成	【資料1】の配水管平面図に示される「伏越」「分岐」個所数を見積書に反映させ、実施設計で変更が生じた場合には別途清算対象としていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	精算額の処理については、募集要項「13 設計・建設工事請負金額の精算」に記載のとおりです。
16	募集要項	8-1	応募書類の構成	【資料1】の配水管平面図に示される「伏越」が、実施設計で「非開削工法」に変更となった場合には別途清算対象としていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	15の回答に記載のとおりです。
17	募集要項	8-1	応募書類の構成	【資料1】の配水管土工標準断面図に示される「土被りd」が、実施設計で連続的な区間で変更となった場合には別途清算対象としていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	15の回答に記載のとおりです。
18	募集要項	8-2(3)	CD-R/RWの格納条件	技術提案書(様式第16号)は任意様式とのことでしたが、Microsoft社製のPowerpointで説明文等を作成しても問題ないでしょうか。	PowerPointによる作成を認めます。 募集要項を修正します。

技術提案及び見積書を除く事項に関する質問回答

(4/17)

NO	対象書類	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
19	募集要項	8-2(3)	CD-R/RW の格納条件	技術提案書(様式第 16 号)は任意様式とのことでしたが、PDF 形式での提出で問題ないでしょうか。	Microsoft 社製の Word、Excel のデータ形式に加え、PDF 形式をお願いします。 募集要項を修正します。
20	募集要項	8-5(2)	近江八幡市見積り心得書	近江八幡市見積り心得書は、応募書類提出前までにご提示頂けるのでしょうか。	資格審査通過者に開示する予定です。
21	募集要項	9-4	プレゼンテーション	プレゼンテーションへの出席者は、統括責任者 1 名と、その他 2 名以下で、統括責任者以外の出席者についての制約はないと考えて宜しいでしょうか。	統括責任者以外の 2 名については、立場の指定はありませんが、本事業に直接従事する方をであることを求めます。 詳細は、今後公表する「プレゼンテーション実施要領」をご確認ください。
22	募集要項	9-4	プレゼンテーション	「プレゼンテーション実施要領」の通知予定時期をご教示ください。	7 月初旬に市ホームページに公表する予定です。
23	募集要項	9-4	プレゼンテーション	プレゼンテーション実施要領は、いつ頃公開されるのでしょうか。	22 の回答に記載のとおりです。
24	募集要項	9-4	プレゼンテーション	発表用資料は、技術提案書以外に作成する必要があるでしょうか。	今後公表する「プレゼンテーション実施要領」から応募者で判断してください。
25	募集要項	9-4	プレゼンテーション	発表用資料を作成する場合は、技術提案書以外の内容を含めてよいでしょうか。	発表用資料は技術提案書の記載の要約、又は記載事項に対する補足説明のみとします。詳細は、今後公表する「プレゼンテーション実施要領」をご確認ください。
26	募集要項	9-4	プレゼンテーション	対面によるプレゼンテーションを実施する場合は、スクリーン・プロジェクターは最終審査対象者で準備する必要があるでしょうか。	詳細は「プレゼンテーション実施要領」で示します。

技術提案及び見積書を除く事項に関する質問回答

(5/17)

NO	対象書類	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
27	募集要項	9-4	プレゼンテーション(6)	建設企業(複数社)と設計企業による共同企業体での参画を検討しており、プレゼンテーションの出席者は5名程度で参加してよいでしょうか。	「9-4 プレゼンテーション」に記載のとおり、1最終審査対象者につき、3名以内です。
28	募集要項	9-4	プレゼンテーション	「プレゼンテーションは、統括責任者が行う」とあるが、設計業務については管理技術者が行う、等その他の発表者がプレゼンテーションで発言することは可能と考えているがよろしいでしょうか。	プレゼンテーションは統括責任者が行い、質問に対する回答者は制限を設けない予定です。詳細は、今後公表する「プレゼンテーション実施要領」をご確認ください。
29	募集要項	9-4	プレゼンテーション(7)	建設企業と設計企業による共同企業体での参画を検討しており、統括責任者以外もプレゼン可能とすることを認めてもらえないでしょうか。	28の回答に記載のとおりです。
30	募集要項	10	予算額等	予算額について設計、施工費の内訳をご教示いただけますでしょうか。	市が積算している費用の開示はしません。
31	募集要項	11-1	随意契約手続き	見積書に添付する内訳書にレベル4が求められる場合、本事業の見積上限価格根拠の開示を要望します。	本市の積算根拠を開示する予定はありません。
32	募集要項	13-2	精算額の設定	年度末中間払の根拠は出来形調書に基づき、変更契約は事業終了時のみとの認識でよろしいでしょうか。	現時点では、お見込みのとおりと考えています。

技術提案及び見積書を除く事項に関する質問回答

(6/17)

NO	対象書類	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
33	募集要項	13-2	精算額	<p>「設計・建設工事請負金額の精算額＝工事積算内訳書による積算価格×請負率」とありましたが、工事積算内訳書は工事業務のみの価格にかかるという認識のため、「建設工事請負金額の精算額＝工事積算内訳書による積算価格×請負率」が正しいでしょうか。</p>	<p>請負率の設定は、「13-1 請負率の設定」に記載のとおり、$\text{請負率(\%)} = \text{応募時の見積書金額} / \text{見積上限金額} \times 100$ としております。本事業の契約は、設計・建設工事請負契約の一括契約として締結するため、記載のとおりとします。</p>
34	募集要項	別表	物価変動リスク	<p>「一定の範囲内」「一定の範囲を超えた部分」で物価変動リスクの負担が決められております。「一定の範囲」を具体的にお示し下さい。</p>	<p>設計・建設工事請負契約書（案）第57条に定めるとおりです。</p>
35	募集要項	別表	不可抗力リスク	<p>要求水準書 14 頁 3-5-8(1) では「火災、水害、その他のすべての損害に対して、民間事業者が責任を負うこと。」と書かれてますが不可抗力リスクと矛盾しています。事業者の事由によらない不可抗力の損害はリスク分担表に基づき責任を負うことと理解しますがよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書 3-5-8(1) は、リスク分担表とは主旨が異なることをご理解ください。</p>
36	要求水準書	1	一般事項	<p>「本事業の目的達成のために必要な業務は～民間事業者の責において「すべて」完備及び遂行すること。」とありますが、このことは、募集要項 P. 18 の責任分担表に準じ民間事業者に帰す責任範囲内において「すべて」と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>募集要項における「別表 発注者と民間事業者のリスクと責任分担表」及び契約書（案）に従って処理することを考えています。</p>

技術提案及び見積書を除く事項に関する質問回答

(7/17)

NO	対象書類	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
37	要求水準書	1-2	事業期間とスケジュール	ここに記載の事業契約とは募集要項でいう「設計・建設工事請負契約」のことと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 要求水準書を修正します。
38	要求水準書	1-2	事業期間とスケジュール	施工完了とは道路の復旧を含めて終了することを意味するのでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	要求水準書	1-3-3(3) 1-4-2(3)	外部モニタリングへの協力及び結果に基づく改善 本事業の設計・施工状況のモニタリング	貴市が実施されるモニタリングは、外部委託によるモニタリングと同一のものとの理解で宜しいでしょうか。貴市のモニタリングとは別に、外部委託によるモニタリングが実施されるということでしょうか。	モニタリングの実施方法については検討中です。
40	要求水準書	1-3-3(3) 1-4-2(3)	外部モニタリングへの協力及び結果に基づく改善 本事業の設計・施工状況のモニタリング	ご想定のカンパニ頻度をご教示下さい。	モニタリングの実施方法については検討中です。
41	要求水準書	1-4	市の業務範囲	布設完了時の切替（通水・洗管）作業は市の業務範囲と考えてよいでしょうか。	切替作業については、市の指導の下で、民間事業者が実施することを予定しています。
42	要求水準書	2-1-8 P.6表1	口径・管種・延長	ダクタイル鋳鉄管(DCIP-GX)における直管の管種は、基本は1種管あるいはS種管のどちらを使用するのでしょうか。	原則としてS種管の使用を予定しています。
43	要求水準書	2-1-2	耐震性能	「水道施設耐震工法指針」に定められたランク A-1 施設にはバルテム工法 HL 工法は準拠しますか。	本市は、個別の工法に対する評価を示すことはしません。技術提案又は詳細設計の段階で検討し、耐震性の確保等を提案してください。

技術提案及び見積書を除く事項に関する質問回答

(8/17)

NO	対象書類	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
44	要求水準書	2-1-3	既設管の扱い	「原則として本事業により撤去を行うこと」とありますが、例えば既設管が水路などの構造物下に位置する場合や他埋設物の下に位置する場合などで、撤去が困難、もしくは他に影響をおよぼす恐れがある場合には部分的に残置することは可能と考えてよろしいでしょうか。	技術提案又は詳細設計の段階で検討し、提案してください。
45	要求水準書	2-1-4	分岐管及び給水接続の扱い	「本基幹管路から分岐する配水支管、及び給水管に対する既設接続までの工事は、本事業の対象とする」とありますが、給水管接続位置もしくは接続数量をご提示いただけますでしょうか。もしくは、給水管の管理図についても閲覧できるようご配慮をお願いします。	募集要項「7-7 資料の閲覧」の内、「配水管管理図」において確認可能です。
46	要求水準書	2-1-5	断水工事及び仮設管の布設	【資料1】の仮設管平面図に示される管更生区間の仮設管について、歩行者・自転車用アンダーパスの状況から仮設管埋設工事時の歩行者通路確保が困難と想定されます。そのため、道路管理者の了解が得られれば露出配管での施工としてよろしいでしょうか。	基本設計は、露出配管で設計しています。詳細設計の段階で、管理者に再確認をしてください。
47	要求水準書	2-1-5	断水工事及び仮設管の布設について	小口径の支管（φ50～φ75）についても不断水工事と認識してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、原則として不断水工法による施工です。具体的な施工方法は、技術提案又は詳細設計の段階で検討し、提案してください。
48	要求水準書	2-2-3	特殊工事箇所の概要	基本設計時点で「占用権者等の関係機関」との協議は実施しているのでしょうか。	基本設計時に占用協議は実施しておりますが、詳細設計時に再度協議をお願いします。

技術提案及び見積書を除く事項に関する質問回答

(9/17)

NO	対象書類	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
49	要求水準書	2-2-3	特殊工事箇所の概要	「①添架水管橋」について、管理者との協議は完了されているとの認識でよろしいでしょうか。	基本設計時に河川管理者や道路管理者等と事前協議を行っていますが、詳細設計時に再度詳細な協議をお願いします。
50	要求水準書	2-2-3	特殊工事箇所に関する基本事項	織田橋の水道管添架は、占用協議が既に行われ、占用許可が取得できる前提との理解でよろしいでしょうか。	基本設計では添架管で設計し、管理者との協議を行っていますが、詳細設計時に再度詳細な協議をお願いします。
51	要求水準書	2-2-3	特殊工事箇所の概要	①φ250 織田橋の添架水管橋は、橋梁への影響検討（橋梁の構造計算）は必要ないですか。	河川管理者や道路管理者等の関係機関が求める各種計算、検討は、本事業に含みます。
52	要求水準書	2-2-3	特殊工事箇所の概要	①φ250 織田橋の添架水管橋の設計にあたり、織田橋の構造計算書（上部工、下部工）はありますか。	下部工の構造計算書はありますが、上部工の構造計算書はありません。
53	要求水準書	2-2-3 表 2	特殊工事箇所の概要	水管橋の基礎はどのような基礎を見込んでいますでしょうか。またはボーリング調査にて基礎の工法を検討し、協議にて金額等を決定するのでしょうか。	基本設計では杭基礎を見込んでいます。
54	要求水準書	2-2-3	特殊工事箇所の概要	新上出橋の独立水管橋について、地質調査後に基礎杭の仕様が決まるため、見積書には基礎杭の施工に係わる費用は含めず、実施設計後に別途追加精算対象との理解でよろしいでしょうか。	基本設計では杭基礎で設計しています。 なお、精算額の処理については、募集要項「13 設計・建設工事請負金額の精算」に記載のとおりです。
55	要求水準書	2-2-3	特殊工事箇所の概要	「⑤水路内占用」について、管理者との協議は完了されているとの認識でよろしいでしょうか。	基本設計時に河川管理者と事前協議を行っていますが、詳細設計時に再度詳細な協議をお願いします。

技術提案及び見積書を除く事項に関する質問回答

(10/17)

NO	対象書類	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
56	要求水準書	2-2-3	特殊工事個所の概要	<p>国道8号線の水路内占用について、既設管は水路隅部にコンクリート防護されて配管されていますが、新設管も同位置で同様の形態でご計画されているのでしょうか。現在の計画内容、水路管理者等からの提示条件について具体的にご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>基本設計では同位置で設計しています。</p>
57	要求水準書	2-2-3	特殊工事個所の概要	<p>国道8号線の水路内占用について、既設水路カルバートはひび割れ等の劣化・損傷箇所が確認できますが、これらの補修に係わる調査・工事については現地配管工事前に実施され、またその費用は別途工事扱いとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>水路を補修する予定は確認していません。水路そのものの管理者は、水道事業所ではありませんので原則として本事業において水路の補修を行うことは考えていません。</p>
58	要求水準書	2-1-5	断水工事及び仮設管の布設について	<p>国道8号線の水路内占用について、既設露出配管を撤去しないと新設できない部分があり、仮設配管が追加になると思われます。</p> <p>そのため、仮設配管の延長、個所数の変更は実施設計後に別途追加清算対象との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>水路内の配管については、断水施工可能です。</p>
59	要求水準書	2-2-4	減圧弁の減圧能力	<p>減圧 (0.15mpa) する主な理由について、お伺いできますでしょうか。</p>	<p>下流側の配水区域において、過度な水圧となることを防ぐためです。</p>
60	要求水準書	2-2-3 P.7表2③	管更生工事	<p>要求水準書案に関する質問回答 No. 43 で更生工法について想定工法はあるとのことですが、工法の開示はされるのでしょうか。工法により工事費が大きく変わるためです。</p>	<p>基本設計ではホースライニング工法で設計しています。</p>

技術提案及び見積書を除く事項に関する質問回答

(11/17)

NO	対象書類	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
61	要求水準書	2-2-3 P.7 表 2③	管更生工事	要求水準書案に関する質問回答 No. 55 で更生工法について、縮径は不可とのことですが、更生管は自立管構造でしょうか。	応募者提案とします。
62	要求水準書	2-2-3 P.7 表 2③	管更生工事	更生工法について、耐震性を有する工法を想定されているのでしょうか。	60 の回答に記載のとおりです。
63	要求水準書	2-2-3 P.7 表 2③	管更生工事	更生工法の事前調査も工事業務の中に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	更生工法の事前調査も本業務に含んでおります。
64	要求水準書	3-1-1	設計・施工業務の構成	事業者側で工区数を設定し、事業者側の裁量で施工順番を決めてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、当該工区の詳細設計が終了後、市の承認を得た上で工事を着手することになります。
65	要求水準書	3-2-2	調査業務	用地測量が不要となりましたが、その理由についてご教示いただけますでしょうか。	用地取得が不要と見込まれたためです。
66	要求水準書	3-2-2	調査業務	現地測量は平面測量という理解で宜しいでしょうか。また KBM 設置、標高測量も含まれているのでしょうか。	KBM 設置、水準測量も必要です。 要求水準書を修正します。
67	要求水準書	3-3-1(11)	設計の手順	原則として月 1 回開催の工程会議は、貴市（外部委託モニタリング会社を含む）もご出席されるという理解でよろしいでしょうか。	モニタリングの実施方法については検討中です。

技術提案及び見積書を除く事項に関する質問回答

(12/17)

NO	対象書類	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
68	要求水準書	3-3-2	現地調査	本路線の殆どが「埋蔵文化財包蔵地」内での施工となりますが、既設道路での埋設工事にあたって、水準書に事前に必要となる調査について記載がないことから、“発生しない”との理解でよろしいでしょうか？事前に必要となる調査がある場合には項目、並びに調査が必要な区域等をご教示いただけますでしょうか。	既設道路内において、事前調査を行うことはいまのところ考えていませんが、最終的には教育委員会等の関係機関との協議により決定することとなります。
69	要求水準書	3-3-2	現地調査	上出配水池の構内道路は立入できませんので、近日中に事前確認する機会を設けて頂きたく、ご配慮をお願いいたします。	閲覧資料により敷地内の管路状況等を確認してください。
70	要求水準書	3-3-3	各工事積算内訳書の作成	契約年度を基準とするとありますが、令和6年度の単価を基本とすることで問題ないでしょうか。	現時点ではお見込みのとおりです。
71	要求水準書	3-3-3	各工事積算内訳書の作成	工事は令和9年度までであり、スライド制度の適用申請をしてもよろしいでしょうか。	契約書（案）「第6章 本事業に係る施工費の支払」の内、第57条を参照してください。
72	要求水準書	3-4-1	工事の開始	工事の開始は、事業者が設定した工区割での実施設計が完了した部分からの着手が可能でしょうか。	64の回答に記載のとおりです。
73	要求水準書	3-4-2	設計・施工の責任	本基幹管路の性能を発揮するために必要なものについて民間事業者が自らの負担でとありますが、募集要項に記載のリスク分担表に基づき負担、若しくは協議するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	要求水準書	3-5-3	現場代理人等	現場代理人、監理技術者と統括責任者は兼任できるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

技術提案及び見積書を除く事項に関する質問回答

(13/17)

NO	対象書類	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
75	要求水準書	3-5-3	監理技術者の交代	監理技術者制度運用マニュアルの見直しに伴い合理的な範囲で監理技術者を交代を行うことができると考えていますがよろしいでしょうか。	国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき対処します。
76	要求水準書	3-5-5	工程会議の方法	工事を円滑に推進する目的に即した範囲であれば会議や報告の方法に指定はないと考えておりますがよろしいでしょうか。	原則として月1回行う工程会議は、対面協議を想定しています。報告は書面による方法を指定します。
77	要求水準書	3-5-10	周辺環境への配慮	掘削土砂の埋め戻しは、管周りは例外とされておりますが、要求水準書参考資料に記載の土工条件では全て発生土埋め戻しとなっております。管周りの条件をご教示ください。	管廻りは例外、との記載を削除します。 要求水準書を修正します。
78	要求水準書	3-5-10	周辺環境への配慮	「掘削土砂については、土砂の性質を確認の上、原則として埋戻材として再利用すること」とありますが、土砂の性質が埋戻材として不適格と判断した場合には、良質土砂、改良土の購入費用について別途清算対象としていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	基本設計における埋戻材は、基本設計図に記載のとおりです。 募集要項における「別表 発注者と民間事業者のリスクと責任分担表」及び契約書（案）に従って処理することを考えています。 なお、精算額の処理については、募集要項「13 設計・建設工事請負金額の精算」に記載のとおりです。
79	要求水準書	3-5-10	周辺環境への配慮	原則として交通誘導員を配置するとありますが、交通誘導員の積算数量をご教示いただけますでしょうか。	市で想定する数量を開示する予定はありません。

技術提案及び見積書を除く事項に関する質問回答

(14/17)

NO	対象書類	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
80	要求水準書	3-5-10	周辺環境への配慮	リサイクルの観点から、路盤に再生砕石を使用することは可能でしょうか。	市道については、「近江八幡市道路の掘削及び復旧要綱」の定めを満たすものであれば、問題ありません。 県道については、協議により定めることとなります。
81	要求水準書	3-5-11	障害物	予見できない大型の地中障害物と記載されているが、大型とは何をもって判断するのでしょうか。	開削工事で使用するバックホウの直接掘削等により、撤去しがたいもの等を想定しています。
82	要求水準書	4-2-2	水圧試験配水管	配水管の水圧試験の水は支給と考えてよろしいでしょうか。	管内への充水、水圧試験後の洗管に必要な水は市より支給します。水圧試験時の加圧に必要な水については民間事業者側で手配し、確保してください。
83	要求水準書	別紙 1	完成時の提出書類	③工事技術管理報告書、④技術管理表は、市が指定する様式があるでしょうか。	③工事技術管理報告書、④技術管理表は削除します。 要求水準書を修正します。
84	要求水準書 資料集 1		仮設管平面図(1/2)	①仮設管 φ 250L=95.53m の北側は不断水仕切弁×2、不断水割 T 字管×2、ソフトシール仕切弁×3 と旗上げされていますが、平面図から読み取れません。旗上げの数量が正でしょうか。 ②間違いである場合、基本設計時の数量をご教示ください。	正しい旗揚げに修正します。 要求水準書を修正します。
85	要求水準書 資料集 1		仮設管平面図(1/2)	基本設計で仮設管 φ 250L=95.53m の北側の数量が不断水仕切弁×2、不断水割 T 字管×2、ソフトシール仕切弁×3 が正である場合、不断水を 2 箇所を実施する理由をご教示ください。	84 の回答に記載のとおりです。

技術提案及び見積書を除く事項に関する質問回答

(15/17)

NO	対象書類	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
86	要求水準書 資料集 1			25 箇所ある分岐部の延長距離をご教示ください。	資料集 1 より設定してください。
87	様式集			各応募書類で記載内容がない場合は、空欄でよろしいでしょうか。	原則としてすべて記載をお願いします。該当項目がない等の場合には空欄とはせず、その旨がわかる記載をお願いします。
88	様式集	様式第 4 号①	応募者の構成	●構成員の表にて、「協力会社」を含む項目がありますが、構成員の情報のみ記載で問題ないでしょうか。	応募者の提案とします。
89	様式集	様式第 5 号	委任状	協力会社の記入欄がありますが、構成員のみでもよろしいでしょうか。	応募者の提案とします。
90	様式集	様式第 5 号	委任状	構成員のみの委任状でよろしいでしょうか。	89 の回答に記載のとおりです。
91	様式集	様式第 6 号①	建設工事を行う企業の工事の実績	様式第 6 号①の設計建設期間とは契約工期のことでしょうか	お見込みのとおりです。
92	様式集	様式第 6 号①	建設工事を行う企業の工事の実績	様式第 6 号①の供用開始時期はどのように証明すればよいでしょうか。	CORINS による完了確認、工事検査証の写し、通水試験報告の写し等、工事が完了していることがわかる資料を添付してください。
93	様式集	様式第 6 号② ～④	実績	様式第 6 号②～④の設計期間とは工期のことでしょうか。	設計期間は、契約工期とお考え下さい。
94	様式集	様式第 6 号② ～④	実績	様式第 6 号②～④の業務完了時期とは契約工期のことでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	様式集	様式第 6 号② ～④	実績	様式第 7 号②～④の業務経験番号とは、様式第 6 号①および②の左端の番号のことでしょうか。	様式第 6 号と様式 7 号の番号はリンクしていません。

技術提案及び見積書を除く事項に関する質問回答

(16/17)

NO	対象書類	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
96	様式集	様式第 7 号②	主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者の経歴等	様式第 7 号②の竣工年月とは契約工期でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
97	様式集	様式第 7 号②	管理技術者として配置する予定の技術者の経歴等	様式第 7 号③の設計完了年月とは契約工期でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	様式集	様式第 8 号②	暴力団排除の誓約書の添付書類	法人として記載する場合は、全社で取り組んでおりますので、代表者のみの記載でよろしいでしょうか。	様式第 8 号②は削除します。 様式集を修正します。
99	様式集	様式第 8 号②	暴力団排除の誓約書の添付書類	法人として役員を列記する場合の記載方法・記入例をご教示下さい。(個人名は「法人名、称号、名称等」に合わせてよいか、「所在地」が同じ場合に同上として省略してよいか、など)	様式第 8 号②は削除します。 様式集を修正します。
100	様式集	様式第 12 号	業務分担届出書	協力会社の企業名まで明示する必要があるでしょうか。	協力会社の明示の有無については、応募者の提案の範囲とします。
101	様式集	様式第 16 号 ※3	技術提案書	工程表や図面を掲載する場合、A4 サイズでは文字が小さくなる恐れがあります。記載内容によっては、A3 サイズの資料作成を認めてもらえないでしょうか。	様式集に記載のとおりとします。
102	様式集	様式第 16 号	技術提案書	別紙扱いで、資料を添付することはできないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
103	評価基準書	5-3	要求水準未達による失格	評価項目が 1 つでもあれば失格でしょうか。	「5-3 要求水準未達による失格」の記載に従い、検討委員会で審議した結果、要求水準の未達が 1 つでも確認された場合は、失格です。

技術提案及び見積書を除く事項に関する質問回答

(17/17)

NO	対象書類	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
104	評価基準書	5-2	技術評価点の採点方法	参加各社の採点結果は公表されますでしょうか。されない場合は応札者からの問い合わせにより結果を開示いただけますでしょうか。	募集要項「9-6 優先交渉権者並びに次点者の決定及び公表」のとおり考えています。本件について、評価対象者からの問合せに回答する予定はありません。
105	請負契約書 (案)	第 6 条	統括責任者等	「乙は統括責任者を事業期間中配置しなければならない」とありますが、設計期間中の統括責任者の現場常駐義務の有無については、どのような条件をお考えでしょうか。	統括責任者には、現場常駐義務は求めています。
106	請負契約書 (案)	第 11 条	法令変更による損害	「協議開始の●日以内に」とありますが、こちらは概ね何日以内と考えればよろしいでしょうか。	募集要項「11-2 契約内容の協議」の段階において決定する予定です。
107	請負契約書 (案)	第 57 条	賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	賃金、物価変動による契約金額の変更の具体的な指標についてご教示いただけますでしょうか。	市又は事業者の発議に応じて、個別に協議を行うこととなります。